

消費者庁消費者制度課 御中

集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案についての意見

2012年9月6日

特定非営利活動法人

埼玉消費者被害をなくす会

理事長 池本 誠司

〒330-0064

埼玉県さいたま市浦和区岸町7-11-5

電話 048-844-8971

FAX 048-844-8973

E-Mail nakusukai.01@saitama-k.com

1. 集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の早期の創設を求めます

①意見の対象 全体について

②意見の内容

今回「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案」が示されたことを支持し、一日も早くこの制度が創設されることを求めます。

③意見の理由

集団的消費者被害回復に係る訴訟制度は、個別訴訟による被害回復が困難であった消費者に、被害救済の道をひらく有益な制度であり、早期立法化を求めるものです。

2. この訴訟制度の施行前の消費者被害事案について、法律の適用対象となることを支持します

①意見の対象 全体について

②意見の内容

この制度の施行前の消費者被害事案も制度の適用になることについて、現行法上からも消費者の請求権が認められているのは当然です。

③意見の理由

この制度の適用は、法の施行後以後に提起された請求のみにすべきとし、法施行前に発生した消費者被害事案について制度の適用を認めるべきでないとの意見があるようですが、現行法から見ても、消費者に請求権が生じており、適用することは当然と考えます。

3. この訴訟制度の対象となる事案について、例外分野（除外規定）を設けないようにすべきです

①意見の対象

第2 被害回復裁判手続

1 共通義務確認訴訟に係る民事訴訟手続の特例

(1) 共通義務確認の訴え

②意見の内容

対象となる事案について、特定の分野の適用除外や業界による自主規制、リコールによって被害回復が図られている場合は適用除外とすべきという意見があるようですが、例外分野（除外規定）を設けないようにすべきです。

③意見の理由

今後、一定の時期に、国会の審議など検討を重ねていくなかで、個別の適用除外の要請が出て来ることも予想されます。この訴訟制度の目的である、消費者と事業者の構造的格差のもとで、消費者の権

利行使の実行性を確保するため、特定の分野を明示的に含めたり、除外したりすることは適当でないとの消費者庁の考え方を支持します。

4. 第二段階目の手続で、通知公告費用は、一段階目で敗訴した被告の負担とすべきです

①意見の対象

第2 被害回復裁判手続

2 対象債権の確定手続（簡易確定手続及び異議後の訴訟）

（2）簡易確定手続の開始 ②

第3 特定適格消費者団体

1 特定適格消費者団体の認定

（2）特定認定の要件 ⑤

②意見の内容

第二段階目の被害者への通知公告費用は、一段階目で敗訴した被告の負担とすべきです

③意見の理由

被害者である対象消費者に対する費用の増大に、特定適格消費者団体が準備出来ず、訴訟を提起できない場合も想定されます。

③意見の理由

多くの消費者が第二段階目の被害申し出ができるように効果的な通知・広告を実施するため、通知・広告費用は第一段階訴訟で敗訴した被告事業者に負担させることを求めます。

5. 特定適格消費者団体が、その業務を十分に果たせるよう、国による財政支援策を検討すべきです

①意見の対象

第2 被害回復裁判手続

2 対象債権の確定手続（簡易確定手続及び異議後の訴訟）

（2）簡易確定手続の開始 ②

②意見の内容

特定適格消費者団体が仮押さえをする際の担保金等、高額な業務費用等に対しては、国からの一時的な資金貸与制度など、公的な財政支援策を求めます。

③意見の理由

差止関係業務は全体として収益性のない業務であり、被害救済業務も第一段階は収益性のない業務であることに照らせば、消費者被害の防止・救済を担う公益性を考慮して国は相当額の財政支援を行うべきです。

以上